

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等に関する御意見募集(パブリック・コメント)の結果について

令和7年10月15日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案等について、令和7年8月15日から令和7年9月16日まで御意見を募集したところ、7件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。(取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。)
今回、御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

No	御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
1	一定の要件を満たす場合であって、給付設計を変更することについて、対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意がある場合には、給付減額として取り扱わないことができるとする改正案について、こうした労働組合がない企業も数多くあることから、対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合がない場合であっても、対象加入者の3分の2以上の個別同意(又は加入者の3分の2以上を代表する者の同意)がある場合には、給付減額として取り扱わないこととしていただきたい。	給付の減額は慎重な取扱いを要する中で、本件取扱いについては、労使間の十分な話し合いを前提として認めるものであり、労使間の交渉ができる体制として対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意があることを要件としています。
2	減額対象となる加入者の2/3以上が属する労働組合がなければ、従来と同様の給付減額同意が必要となることからすれば、ユニオンショップを前提としていない会社、また組合がない会社にとっては、定年延長による退職給付制度変更のハードルは高いままである。昨今の従業員は減額同意等の契約書面に対して非常に抵抗が大きい状況である。 65才への定年延長を国として推し進めていくのであれば、どの会社においても、60才時点での給付水準を下回らない限り給付減額同意の手続きは不要等の配慮をしていただかないと、会社として前向きに定年延長を進められなと感じている。 また、DB制度は、PBOという側面において事業業績にも影響があることに加え、給付減額に際して重いプロセスまで必要となれば、DB制度を今後も維持するのかにまで議論が発展し得ると思う。	給付の減額は慎重な取扱いを要する中で、本件取扱いについては、労使間の十分な話し合いを前提として認めるものであり、労使間の交渉ができる体制として対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意があることを要件としています。
3	労働組合や労働者・加入者の意向を調査したという資料も部会に提示されていない。企業側に立つ部会委員や企業団体の意向によって重要な案を固めたことは公正と判断できるのか疑問である。企業は定年延長により人手不足の下で技能レベルの高い労働者を確保し続けられるなどのメリットを確保する上に人件費コストを抑えるメリットがある。他方で、労働者は期待権が侵害され実質的にデメリットとなる。定年延長とセットで賞金切り下げや職務変更、職位引下げなど冷遇を受けている実態面を考慮すべきである。 同意取得の手続きの緩和も、労働組合の組織実態が顧慮されていない。中小企業では労働組合のない事業所が多く、労働者代表の選任方法自体が企業側の意志反映可能となる方式が多くとられている。個別に同意を得る場合も経営意向を排除できる措置が必要と考える。労働組合の同意は、本来は個別加入者の同意取得手続きを省略する場合の代替手段として位置づけられている原点も考慮すべきである。	本件については、労使双方の代表者や学識経験者等の委員からなる社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、関係団体からのヒアリング等を行った上で検討を行い、その結果取りまとめられた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(令和6年12月27日)を踏まえ、改正を行うものです。 給付の減額は慎重な取扱いを要する中で、本件取扱いについては、労使間の十分な話し合いを前提として認めるものであり、労使間の交渉ができる体制として対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意があることを要件としています。
4	規約の承認及び基金の設立認可の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼び掛けることを目的として、適用日を4月又は10月とする規約の申請の時期について努力目標を定める改正については、現状は審査等に時間を要し過ぎ適用される事例も散見されるところであるため、今回のこの改正に従い適用日の3ヶ月前までに申請を行った場合は、必ず施行予定日までに適切に審査業務等が行われるよう処理を行っていただくことを要望する。	本改正は、適用日を4月又は10月とする規約について申請時期が集中する実態に鑑み、円滑な規約の施行のために協力を呼び掛ける趣旨のものです。当該趣旨により即したのものとなるよう表現を修正いたしました。
5	今回の改正の適用期日は発出日(令和7年10月初旬(予定))とされているが、「様式C2ー1 給付の設計の基礎を示した書類」について、発出以後しばらくの間、変更前の様式での提出を認めていただきたい。	いただいた御意見を踏まえ、修正いたしました。
6	「確定給付企業年金制度について」の一部改正について」の別添新旧対照表中、新欄の第1 2(2)のただし書、また書およびなお書は、③の次に記載する方法としてはいかがでしょうか。 従来から、(2)の柱書の「次のいずれか」から①②③までの間が、長いただし書となお書で分断されており「次のいずれか」やただし書やまた書の「①のア」「①のイ」が何を指すのかがわかりづらいためと思われまます。 意見募集案では、このただし書となお書との間に長いただし書を追加するのと、さらにわかりづらくなるのが懸念されます。 意見募集案のただし書、また書およびなお書を③の次に記載することで、「次のいずれか」が明確になり、ただし書やまた書の「①のア」「①のイ」が何を指すのかがわかりやすくなると思われまます。	いただいた御意見を踏まえ、修正いたしました。